第１１号様式

※リース事業者の場合で、契約書に補助金相当の減額が明記されていない場合のみ

令和　　年　　月　　日

千葉県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　＜リース事業者＞

|  |  |
| --- | --- |
| （所在地） |  |
| （名称） |  |
| （役職・代表者名） |  |

　＜使用者（貸与先）＞

|  |  |
| --- | --- |
| （所在地） |  |
| （名称） |  |
| （役職・代表者名） |  |

千葉県次世代自動車インフラ導入費補助金

貸与料金の算定根拠明細書

標記補助金事業で申請している設備のリース契約においては、以下のとおり、　　リース料金総額から補助金相当額が減額されている旨、間違いありません。

　１　設備名

|  |
| --- |
|  |

　２　交付を受ける補助金額（※１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 千葉県補助金額(A) |  | 円 |
| その他補助金額(B) |  | 円 |
| （補助金名） | （　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 合計額(C)=(A)+(B) |  | 円 |

（※１）補助金額は既に交付決定を受けている金額を記載し、根拠資料（交付決定通知等）を添付して　　　ください。

　３　リース料金の総額（消費税抜き）（※２）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金の交付がない場合  (ア) | 補助金の交付を受ける場合  (イ) | 差額（※３）  （ウ）＝(ア)－(イ) |
|  |  |  |

（※２）契約書にリース料金の総額について記載がない場合は、（リース料金の月額）×（契約月数）で総額（消費税抜き）を計算し、記載してください。

（※３）「補助金の交付がない場合のリース料金の総額」と、「補助金の交付を受ける場合のリース料金の　　総額」の差額が、「２　交付を受ける補助金額」の合計額以上（ (ウ) ≧ (Ｃ) ）となっているか、県において確認させていただきます。

４　特記事項

|  |
| --- |
|  |